

広島市健康福祉局長 山本直樹 様
広島市健康福祉局保健医療担当局長 阪谷幸春 様
広島市こども未来局長 松井勝憲 様

安芸地区医師会 会長 白川敏夫
安佐医師会 会長 辻勝三
広島市医師会 会長 佐々木博

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、医師会の会務諸事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり広島市域の三医師会においては、地域医療の推進と充実のため、広島市の施策の推進に積極的に協力させていただくことにより市民へより質の高い医療・保健・福祉等を提供することを目指し、鋭意、取り組んでいるところです。

しかしながら、超高齢社会が目前に迫るなか、地域包括ケアの進展に欠くことのできない看護師の需要は増々高まっていますが、医師会の行う看護師養成事業に係る課題は山積しています。また、子ども達の健全な育ちを支えるための乳幼児健診や予防接種をはじめとした各種制度、そして小児医療の拡充は、少子化対策の基礎となる子育て支援にとって要となるものであり、これらの解決、実現にあたっては広島市の御支援が不可欠です。

つきましては、引き続き、広島市域の三医師会が、広島市の医療・保健・福祉行政に関して共通認識をもち、共に行動することを相互に確認し、ここに合同で要望いたしますので、その実現に向け、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 主要事業に関する要望書

1 広島市からの委託事業の経費見直し

2 子育て支援のための小児医療の充実

- (1) 広島市における少子化対策のための小児医療の体制整備について
- (2) こども療育センターの充実について
- (3) ネウボラと医療機関との連携の推進
- (4) 病児保育の拡充について
- (5) 成育基本法に係る協議会の設立について
- (6) 子育て世代のメンタルケア支援

3 予防接種及び乳幼児健診の充実

- (1) すべての子どもたちに予防接種が可能な体制の整備
- (2) 予防接種ワクチンの現物支給の実施
- (3) 予防接種に関する周知の強化
- (4) インフルエンザワクチンの安定供給について
- (5) 個別乳幼児健診の充実について

4 難聴児の早期発見・補聴に対する支援

- (1) 聴覚健診の精度向上に向けて
- (2) 人工内耳の購入などに係る助成

5 妊婦健診委託料の見直し、がん検診制度の見直し及び拡充等

- (1) 妊婦健康診査における委託料について
- (2) 子宮頸がん検診制度の見直しについて
- (3) 子宮頸がん検診とヒトパピローマウイルス（HPV）検査の併用検診の導入について

6 医師会立看護学校への支援

- (1) 看護教員の確保について
- (2) 広島市内での看護教員養成講習会の開催について
- (3) 市立病院における実習環境の確保・維持について

7 舟入市民病院の救急医療体制における耳鼻咽喉科医の出務環境の整備等について

8 視覚バリアフリー化の推進について

1 広島市からの委託事業の経費見直し

広島市から受託している各種保健事業と被爆者健診事業に係る請求のとりまとめ業務について、各市域医師会は、広島市から提示された事務量に基づき、それぞれが必要とする所要経費を算出し、広島市に提出しています。しかしながら、被爆者健診事業については予算措置が講じられておらず、各種保健事業については、契約にあたり広島市から提示された1件当たりの人件費単価は、いずれも提出した見積額よりも低い委託料となっていたことから、本会は、これまで機会を捉えて見直しを要望してきました。

こうした中、各種保健事業については、令和元年度から業務委託に係る人件費単価は大幅な増額が図られ、被爆者健診については予算措置が講じられましたが、依然として各市域医師会の見積単価とは隔たりがあり、その差額を各市域医師会が負担せざるを得ない状況は解消されていません。

また、各種保健事業については、令和2年度からはロタウイルスワクチンが定期接種化となること、さらには、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の感染症防止への関心が高まることによって高齢者インフルエンザワクチン等の接種件数の増加が予測されることから、とりまとめ業務に係る負担は増加することが明らかです。

つきましては、業務量の基礎となる年間の処理見込み件数の的確な算出と、事務量に応じた適正な委託料とするための見直しを引き続き行っていただくようお願いします。

2 子育て支援のための小児医療の充実

(1) 広島市における少子化対策のための小児医療の体制整備について

わが国が抱える少子高齢化という大きな壁に対して、子育て支援は少子化対策の重要な基礎であり、小児医療はその柱のひとつです。子育て中の親にとって、子どもの病気や怪我は最大の関心事です。さらに、少子化と核家族化の中で育児不安が増したこともあり、体の病気だけでなく子どもの心の問題にも対応できる小児医療体制が望まれます。広島市では中核病院の連携により高度な小児医療を達成してきました。しかしながら、勤務医を含めた小児科医全体の数は十分とはいえず、これから小児医療体制を継続、発展させていくには新たな小児科医の参加が必須です。広島県は、小児科医師確保計画を作成して県内の小児科医確保に動き出しています。広島広域都市圏の中心である広島市は広島県と協働して、安心して子どもを産み、育てることのできる小児医療体制の整備を進めていただくよう要望します。

(2) こども療育センターの充実について

小児の発達障害（脳性麻痺、知的障害、自閉症、注意欠陥多動障害、学習障害など）の診療には、高度の専門性が要求され、広島市では3か所の「こども療育センター」が担っています。その需要は極めて多く、また最近では教育現場との連携なども重要視され、業務はパンク状態です。診療だけでなく、診断書等の書類作成にも数カ月待ちとなっています。小児発達障害を専門とする医師の急速な補充は見込めないことから、医師が本来の診療にあたる時間を増やせるようなシステムの構築をお願いいたします。具体的には、診療希望者が直接こども療育センターを予約された場合、後日に一般診療所へ紹介状を求めに受診されることがあります。この場合に小児発達障害専門医師は返事を作成することになり、無駄な業務を増やすこととなりますので、

診療希望者が直接予約された場合の紹介状を撤廃することを検討ください。また、専門医自身が手書きで作成している診断書等の書式を電子化し、書類作成専門事務職員（クラーク）を大幅に増員することで、医師が本来の診療にあたる時間を増やしていただくようお願いいたします。

(3) ネウボラと医療機関との連携の推進

妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で運営する拠点・支援制度「ネウボラ」の取組を参考として、妊娠・出産から育児までの悩みに対応し、親子を切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」を設置することが市区町村の努力義務となっています。

広島県においても、尾道市・福山市・三次市・海田町・府中町・北広島町において「ひろしま版ネウボラ」の取組をモデル的に実施しています。

については、広島市においても、関係機関による協議会を設置するなどして、ネウボラと医療機関との連携構築のための体制を整備いただくよう要望します。

(4) 病児保育の拡充について

免疫システムが未熟な園児は、保育園や幼稚園等における集団生活が始まると、感染症等をはじめとする様々な病気に罹患する機会が増加するため、園児・保護者にとって病児保育の存在は大変重要なものとなっています。

また、保護者のなかには、園児が急病の場合であっても、職場を離れることができない方も多く、特にこの度のコロナ禍においては、医療職や行政職等で同感染症の対応にあたる保護者の多くは、就業を継続せざるを得ない状況にありました。

このような中、厚生労働省の病児保育事業実施要綱では、「保育所等において保育中に『体調不良』となった児童を送迎し、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育することを可能とする」と記載されています。

については、あらゆる状況下においても、園児を安心して任せられる環境を整えるべく、病児の送迎対応を含め、病児保育の拡充を図っていただくよう要望します。

(5) 成育基本法に係る協議会の設立について

成育医療等の施策の切れ目ない推進などを目的とした、成育基本法が成立し、平成 30 年 12 月に施行されました。その主旨は少子化対策と子育て支援の両面があります。第五条には、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること」と定められています。また、成育基本法には「地方公共団体」が 12 回、「都道府県」が 3 回も書かれています。

については、法の理念にのっとり、幅広い意見を汲み取りながら地域の実情に応じた施策を取りまとめ、実施していただくための、職域を超えた各子ども関連団体からなる協議会を、広島市の主導により設置していただくよう要望します。

(6) 子育て世代のメンタルケア支援

広島市妊娠・出産包括支援事業においては、体調不良や育児不安等を抱えていたり、身近に相談できる人がいないといった母親を対象に助産師等が心と身体のケアや育児支援を行って

いますが、この事業も開始されたばかりであるためか、特にメンタルケアが必要となる母親に対して十分な支援が行われていないのが現状です。

また、各区に設置されている地域子育て支援センターにおいても、保育士と保健師が育児の悩みや子育てに関する相談を受け付けていますが、メンタルヘルスに不調を抱える母親は、自らが支援センターに相談を申し込むことが難しい場合も多いものと思われます。

については、家庭内における、DV・自死・虐待といった深刻な問題を予防する観点からも、妊娠から出産、そして子育て期において、メンタルヘルスに不調を抱える母親に対して、行政側から積極的に支援を行うことができるような体制を早急に整備していただくようお願いいたします。

3 予防接種及び乳幼児健診の充実

(1) すべての子どもたちに予防接種が可能な体制の整備

小児の定期予防接種では、①全員に、②適切な時期に、が必要ですが、優先度は①>②です。麻疹風しん、B型肝炎、水痘などのワクチンは接種年齢を過ぎても接種が必要で、現在、成人を対象とした風しん5期も始まっています。

接種率向上のために、規定の期間内に接種を終えるよう周知・広報等に努めることは重要です。しかし、期間に遅れた場合の救済措置の適応を厳しくすることは、対象の児だけでなく、集団免疫により定期的に接種した子どもをより確実に守るという点からも、デメリットがあります。現状では広島市でも必要なワクチンが接種できていない子どもが多くいます。本来、接種するはずの費用ですから、市負担分だけでも公費助成をして、救済措置を拡充していただくことを要望します。少子化対策として具体的ですぐ行える施策です。おたふくかぜやインフルエンザなどの任意接種ワクチンについて、既に無料を含む公費助成制度が設けられている隣接する市町もあります。

(2) 予防接種ワクチンの現物支給の実施

広島市域においては、各予防接種ワクチンは各委託医療機関で購入し確保していますが、ワクチンの検定落ちや VPD の流行、今年はデマによる BCG ワクチン不足が生じ、各委託医療機関への納品が制限される事態が繰り返されています。この結果、残念ながら定期接種を実施できない事例が発生しています。

このワクチン確保に係るルールについて、市域医師会はかねてより現物支給とすることを要望してまいりましたが、これについて広島市からは、「広島県が、定期接種の実施主体である市町によるワクチンの一括購入は市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きく、卸売販売業者の安定供給のための取組の妨げになるとして市町に協力を求めている」旨の回答がありました。しかしながら、広島県のこの主張を裏付けるデータは見当たらないうえ、広島県は「一括購入した場合であっても大規模災害等が発生した場合にワクチンの供給について協力のできるのであれば、卸売販売業者の安定供給のための取組を妨げることは当たらない」旨を市町に回答されており、見解が相違しています。また、政令市の横浜市や川崎市などでは、実質的にワクチン現物支給の実施体制となっています。

ワクチンメーカーは必要な本数を推測して計画的に生産しており、定期予防接種に必要なワ

ワクチンの現物支給は対応可能であり、広島市にとってもワクチン一括購入により納入価を下げることによって財政的なメリットもあると考えます。定期予防接種の安定的実施はもとより、広島市の財政負担の軽減、医療機関のワクチン管理の負担軽減のためにも、定期予防接種ワクチンを現物支給とすることを強く要望します。

(3) 予防接種に関する周知の強化

①HPV ワクチンについて広島市での接種は、ここ数年3回の合計が56～212人と極端に少なく、ワクチンの存在自体が忘れられてきているので、定期接種であることを周知するのは市町の義務であろうと考えます（国ではなく市町の責任になるのではないのでしょうか）。積極的な接種の再開を要望します。

②予防接種の周知は予防接種実施要領で自治体が行うことになっています。

広島市は積極的に周知をされていますし、医療機関でも説明をしていますが、接種回数や間隔がより複雑なものとなっており、残念ながら誤接種が未だに発生しています。

身近なツールであるスマホを用いた「ひろしま子育て応援アプリ」活用の周知とともに、予防接種の接種年齢や接種間隔等の広報強化のため市民向けの講座等の実施を検討してください。

(4) インフルエンザワクチンの安定供給について

季節型インフルエンザ流行期と新型コロナウイルス感染症の拡大が重なることが予想される中、インフルエンザワクチン接種希望者の大幅増加に伴い、実施医療機関でも、例年より、より多くの予約が入ることが予想されます。

こうした状況の中、国、県等からのインフルエンザワクチン安定供給に関する情報提供を関係機関へお願いするとともに、インフルエンザワクチン安定供給に繋がる仕組み等（対応）についてご検討ください。

(5) 個別乳幼児健診の充実について

乳児期後半の健診は、発達障害を診る上でも大事な時期であり、個別健診を受けたかどうかチェックするシステムを作ることを要望します。

1歳未満の乳児期後半の健診は、発達障害の早期診断のために大事な時期です。現在は法定健診がなく、無料受診券も後期分は1枚しかないため、6～7ヵ月や9～10ヵ月健診を受診せず、生後12ヵ月前にようやく健診を受けるケースがしばしばみうけられます。対策として、①受診券を後半だけで2枚以上に、②6～7ヵ月または9～10ヵ月健診を受けたかどうかをチェックするシステムを作る、の2点を提案します。

4 難聴児の早期発見・補聴に対する支援

(1) 聴覚健診の精度向上に向けて

乳幼児健診において、ことばが遅いという相談は最も多いもののひとつです。また、ことばの遅れが発達障害などの診断のきっかけとなることも稀ではありません。しかし、今の集団健診の場では、精査が必要かどうかを詳しく問診する時間も、保護者の不安に対して説明する時間もなく、医師のみでは十分な対応ができていないのが現状です。乳幼児健診への言語聴覚士の配置は以前より検討されていますが、保護者が不安を抱いたまま帰宅することがないように、早期

の実現を希望します。

(2) 人工内耳の購入などに係る助成について

人工内耳手術は、我が国では 1985 年に開始され、補聴器の装用効果が乏しい重度聴覚障害者（児）に大きな希望と喜びを与えました。現在、1 年間に約 1,000 人の人工内耳手術が行われ、その内 6 割程度が小児例で、今後ますます人工内耳装用者が増えていくと思われま

す。こうした中で、人工内耳の体外装置は数年に一度バージョンアップされており、人工内耳装用者は、日常生活を円滑に行うことや小児の発達に大きな影響を与えること等の必要性を鑑みて、場合によっては、60 万円～90 万円の高額の買い替えによる経済的負担を余儀なくされている現実があります。

本県においては、既にご承知の通り東広島市、福山市、三次市が体外装置の助成を行ってま

す。また、このことに加えて国の動きとしても、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」が令和 2 年 3 月 31 日に改正され、人工内耳用音声信号処理装置の修理が医療保険の給付対象となる等、その必要性は注目されるものとなっています。

- ①人工内耳体外装置の買い替えに伴う助成
- ②人工内耳体外装置の修理費の助成
- ③人工内耳の充電池及び電池の助成の拡充

5 妊婦健診委託料の見直し、がん検診制度の見直し及び拡充等

(1) 妊婦健康診査の委託料について

広島市の妊婦健康診査委託料は、近隣と比較すると十分とはいえません。委託料の単価は公的病院の検査費用に基づいて算定されたものとされていますが、他の委託料と同様に診療報酬を参考にすべきと考えます。ついては委託料の算定にあつては適正な料金となるように診療報酬を参考に再検討いただくようお願いいたします。

(2) 子宮頸がん検診制度の見直しについて

現在 20 才に交付される子宮頸がん検診の無料クーポンは使用期限が年度内になっていますが、20 才の女性の半数以上は性行動を開始していないため、クーポンを利用することができません。つきましては使用期限を数年間延長したり、未使用者に再交付するなど 20 才代の検診率向上と無料クーポンの有効活用を図るべく制度の見直しをお願いいたします。

(3) 子宮頸がん検診とヒトパピローマウイルス（HPV）検査の併用検診の導入について

子宮頸がんは HPV の持続感染により発症することが知られており、近年若年者の発症の増加が問題視されています。子宮頸がん検診に HPV 検査を併用することは検診精度が上昇するばかりではなく、HPV 陰性者の検診間隔を延長することが可能となり、医療費の削減につながることは他県でも報告されています。つきましては子宮頸部細胞診と HPV 検査を併用していただくよう要望します。

6 医師会立看護学校への支援

(1) 看護教員の確保について

看護教員の確保は、看護師等養成学校の存続に係る喫緊の課題であり、県・市共通の課題として共に検討していただくに当たっては、具体的な方策の絞込みや実現時期の設定など、早期実現につながるようスピード感を持って取り組んでいただくようお願いします。

特に、これまで市域医師会から要望してきた各方策については看護師等養成学校や教員自身の意見を反映した有益な内容であり、優先的かつ前向きな検討に取り組んでいただくとともに、様々な方策の検討にあたっては看護師等養成学校や教員の現場の意見を直接聴く場を設けるなど、効率的・効果的な進め方を実施していただくようお願いします。

(2) 広島市内での看護教員養成講習会の開催について

少子高齢化の社会環境において、医療の高度化や国民のニーズの多様化といった変化に的確に対応して地域包括ケアシステムを構築し、市民に良質な看護サービスを提供するために、看護職員の資質・能力の一層の向上が求められています。看護基礎教育の充実に向けた方策を進めるうえでの共通する課題として、看護教員の質・量の確保が指摘されています。養成所にとっては、看護基礎教育の充実に向けた様々な方策を進めるにあたり、看護教員の質の向上を図ることは、学校の存続にも大いに影響する最重要のものです。現状においては、看護教員を目指してキャリアアップに取り組める看護職員は少ないのが実状です。

こうした中、広島県看護協会は実習指導者講習会を広島県から受託して毎年実施していますが、毎年多くの受講者があるとのこと。この理由としては、同施設は広島市中区に位置し、JRの駅、バス、市電等いずれの交通機関からも良好なアクセスであり、何より多くの看護師に馴染みのある看護協会での受講は、現在の三原での開催に比して、受講者のニーズも高く、各専門学校からも送り出しやすいことにあると考えます。このことからして、広島県においては、看護教員養成講習会の受講にあたり、開催地の立地条件、限定的なアクセスが影響していることは明白です。

このため、中四国地区で唯一看護教員養成講習会を開催している広島県に他県からの受講生を迎え、同じ志をもつ受講生同士が切磋琢磨することを可能とするためにも、広島市内のJRの駅に近接する広島県看護協会で開催することについて、県内の看護学校が揃って広島県に申し入れを行いたいと考えております。

つきましては、昨年度のこの要望に対し、広島市からは、「教員養成講習会を市内で開催することについては、これまで幾度も県に働きかけているが、難しいとの回答があり、理解いただきたい」旨の説明をお聞きしているところですが、受講希望者のニーズに沿った形での看護教員養成講習会を実現するため、ぜひとも広島県に働きかけることについてご支援をいただきますようお願いいたします。

(3) 市立病院における実習環境の確保・維持について

医師会立看護学校では、即戦力として地域医療に貢献できる看護職員を養成することに日々努力を重ねております。臨床の現場を学ぶ病院実習は、こうした看護職員の育成に不可欠であり、なかでも市立病院は病床数、診療科目、教育体制等、規模と質の両面で欠かすことのできない実習施設となっています。今般の新型コロナウイルス感染症では、市立病院での実習ができなくなったことを受けて、改めて、その存在の大きさを感じた次第です。

医師会立看護学校は、医師会立という強みを生かして、地域の医療状況に精通した医師会員による講義を実施すること等により、地元定着率が高いと言われており、広島市域の看護職需要に応えている学校です。昨今、新設の看護大学が増えてきており、実習施設の確保が今以上に難しくなってくることも予想される中、広島市においては、医師会立看護学校の必要性、重要性を今一度認識していただき、市立病院において医師会立看護学校の実習が継続できる体制を、永続的に確保・維持していただけるようお願いいたします。

7 舟入市民病院の救急医療体制における耳鼻咽喉科医の出務環境の整備等について

舟入市民病院へ出務し、診療にあたる医師は、日常とは異なる人員体制、器材配置の中で診療に従事していることから、的確な診断を下すために普段とは異なる気遣いを強いられます。

こうした中、診療器具の整備及びスタッフの強化については、舟入市民病院における救急医療が開始されて以降、毎年のように要望を行ってきており、近年、診療器具の整備が順次行われ、スタッフのトレーニングも昨年度においては実施されたところです。このことについては、医療事故防止の観点及び日々進化する医療技術に対応すべく、継続して診療器具の整備やスタッフの強化を行える体制作りをお願いします。

また、出務医師の移動に係るタクシー利用については、自院での診療を慌ただしい中で終えて、舟入市民病院での診療を行い、帰宅も深夜になることから、自家用車等での移動は大きなリスクがあることとして、医師の安全面を確保するという観点から、再三に渡り要望しています。

緊急時においても安心感を持って対応するためには、なおさらのこと平時から安全、安心な診療体制を確保いただく必要があることから、早急に検討していただくようお願いいたします。

8 視覚バリアフリー化の推進について

平成6年のハートビル法制定から平成30年のバリアフリー新法の一部改正への法律的な流れにより、バリアフリーはソフト・ハード両面からの取組が推進されるようになっていきます。

広島市でも既存施設のバリアフリー化や、新規施設のユニバーサルデザインの導入は地域づくりの重要な課題となっており、平成14年に広島市ユニバーサルデザイン協議会（構成メンバー：国土交通省中国地方整備局及び中国運輸局、広島県、広島県警察本部、広島市）が設置され、広島市域におけるユニバーサルデザインの導入推進が検討されました。その活動の中で、色彩のユニバーサルデザイン「Universal Design Color Guidelines」が作成され、視覚や色覚に障害の

ある人や高齢者にも「わかりやすい」「快い」配色を提示し、その色使いの普及をめざしています。

このような中、令和元年にマツダスタジアムのスコアボードが一新された折、色覚異常を持つ方々から表示が見えにくいとの指摘があり、広島市、広島東洋カープ、広島県及び広島市眼科医会が協力して色使いの見直しを行い、スコアボードの色覚バリアフリー化を行いました。しかし同時に、マツダスタジアム以外にも、広島市内には色覚異常等の視覚障害をもつ市民にとって「わかりにくい」表示が多数存在することが判明しました。

今年度においては、アストラムラインの新車両導入にあたって車両内のサイン表示を視覚障害者にも分かりやすいものに改良したり、市営駐車場の看板、料金支払機の表示などを色覚に配慮したものに変更する際に、広島市からの要請に基づき、広島県及び広島市眼科医会として積極的に意見を述べることで視覚バリアフリー化の推進に協力してまいりましたが、広島市内においては、視覚障害や色覚異常を持つ市民が、社会に出て生活していく上での社会インフラの問題点はまだ多く見受けられます。

つきましては、歩道の点字ブロックの整備、音の出る信号機の増設、電停の安全性の向上などに加え、公共施設における看板やサインなどの更新時にも、色使いやデザインを再検討していただき、今後とも国際都市を目指す広島市として積極的にユニバーサルデザインを導入し、バリアフリー化をより一層推進していただきますようお願いいたします。